

令和８年あきる野市農業委員会 ５月総会議事録

令和８年５月２５日（月）午後１時３０分、令和８年あきる野市農業委員会５月総会は、あきる野市役所５階、５０３会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 戸田崇史 ・ 事務局 水葉幸恵、森みな美

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第１号議案 | 農地法第３条の規定による許可申請の許可について |
| 第２号議案 | 農地法第５条の規定による許可申請の進達について |
| 第３号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第４号議案 | 非農地証明の願い出について |
| 第５号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について |

開会 午後１時３０分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。それでは令和８年あきる野市農業委員会５月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まり頂き、ありがとうございます。こんなに暑いと少し体調も大変になるかと思いますが、この１週間ぐらいはすごい寒い気候が多かったんで、急にまた３０度ぐらいになったんで、体調に影響が無いことを祈りたいと思います。新しい戸田係長もいらっしゃって、また心機一転ですね、皆さんあと任期少しですけれども、よろしく願いいたします。今日は案件がそれほどないもので、早くは終わるかと思うんですけれども、皆様の活発な意見と、できるだけスムーズな進行をよろしく願いいたします。以上でございます。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) 諸報告、５月１２日にＪＡ東京南新宿ビルで開催された都市農政推進協議会総会に私が出席しました。諸報告は以上でございます。本日の署名委員は平野委員と本郷委員になります。よろしく願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第４条の規定に基づき、会長が議長となっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員１４名、推進委員６名の合計２０名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。本日は、ご本人お呼びしている案件が１件ございますので、そちらから先に審議いたします。それでは、第５号議案番号１について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書６ページ目をご覧ください。第５号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和８年５月２５日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第５号議案・番号１ 朗読)

(議長) 続きまして、番号１について、担当の佐藤委員、説明願います。

(佐藤委員) 説明させていただきます。先日５月１９日に事務局１名、小川委員と私の３人で現地に行きました。地図のほうは１３ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

東西に細長い畑なんですけれど、田んぼとしても使っていたところで、すぐ脇には用水路が見られます。第一印象が家庭菜園のような感じで色々夏野菜が植わってあります。キャベツが２つ、ブロッコリー、キュウリ、ピーマン、ゴーヤ、トウモロコシ２本、スイカとカボチャ１本ずつ、サツマイモがマルチに引かれて２柵、縦長に植えられていて、１０本程度のサツマイモが植えられていました。近くにはジョウロがあり、仕事が家です仕事なので毎日畑に来て色々できるそうです。耕運機などは入手する予定だと伺っています。畑も、きれい

に使われていて、周りで教えてくれる人もいるようなので、頑張ってやっているんだなっていう印象がありました。ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と佐藤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ご本人がいらっしゃっていますので、何か質問等、ぜひお願いいたします。

(〇〇氏 入室)

(〇〇氏) 失礼します。

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速なのですが、自己紹介と、今後の計画等ありましたら、お話いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(〇〇氏) 名前は〇〇〇〇と申します。よろしくお願いいたします。△△△△年に□□□で生まれました。当時、□□はまだ畑があったんですが、今は結構道路など大分埋め尽くされているなという印象があります。私、大学は◇◇の農学部に進んで、土壌顕微学だとか土壌環境学だとかそのあたりの研究を進めてまいりました。最終的に専攻は農業とその周りを取り巻く生物学との生命倫理の方向に進みました。卒業後は縁も所縁もないＩＴ企業に勤めております。そのＩＴ企業はテレワーク推進ということで、●●●●●の●●に居を構えながらテレワークでＩＴ企業の仕事をしております。畑を始めさせていただいたのは３年前、●●の▲▲地区で犬の散歩をしているときに、畑の方から興味があればということでお声がけ頂まして、家を建てた時から庭で家庭菜園をしていたものですから、妻も是非やりたいということで、最初は６坪の土地を借りさせていただいて始めました。だんだん色んな方が引退されるとか、もう少し横に広げてみないかみたいなのところもお話し頂いて、今回新しく借りさせていただくところのお話も頂いたというような経緯でございます。今大体６５坪くらい土地があるんですけども、これ以上増やすということは考えていなくて、すでに３０坪のところでは一家で食べる分には、もう大分十分ですので、この後は、ほかにもやりたい、若い方がいたときにですね、一緒にやるようなところに、私もご支援させていただいたりとか、自分がこれまで育ててこなかったような野菜を育てながら、実際どういうふうな同じ品種でも違いがあるのか、そういったことを地道に続けていきたいなと思っている次第でございます。

(議長) ありがとうございます。ただ今、ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(小川委員) 小川金二と申します。現地見させて頂きました。きれいに作っていただいて、本当に今後とも頑張ってもらいたいと思うんですけど、農機具等どんなものを持っているのか教えてもらえますか。

(〇〇氏) 農機具ですと、いわゆる鍬とかスコップだとかっていう土を掘るもの、これまで大体６坪から３０坪ぐらいだったので使用してきたんですが、ちょっとさすがにもう手が足りなくなってきたので、今年の春にホンダのこまめを導入しまして、大分はかどるように耕耘機を導入しました。あれのおかげで大分やりやすくなったんで、その辺りを中心に今後も、必要であれば刈払機を導入したいなというふうに考えてます。回答になりましたでしょうか。

(小川委員) はい、分かりました。ありがとうございます。ぜひ頑張ってやってください。

(〇〇氏) ありがとうございます。

(議長) 他にご意見ご質問ございますか。よろしいですか。本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

(〇〇氏) ありがとうございます。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問ございますか。ないようですので、番号1の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、第1号議案収受19について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案収受19、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和8年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受19 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受19について、担当の志村委員、説明願います。

(志村委員) それでは第1号議案の収受19についてご説明いたします。5月19日、橋本委員と私と事務局1名の3名で現地調査をまいりました。7ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

◆◆◆◆さんは父親である〇〇〇〇さんが会社勤めをしていた関係からかなり前から毎日のように畑で作物を栽培しておりました。よく、おじいさんと一緒にやっていたのを見ております。現在もほぼ毎日のように圃場に来て、圃場の管理をしております。世帯内贈与ということになります。圃場にはジャガイモが4列、トウモロコシ2列、オクラやキヌサヤなどが栽培されており、耕作されていない所もきれいに管理されておりました。ご審議のほどよろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と志村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、収受19の農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受22から24については、関連案件のため、一括で審議いたします。それでは、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。収受22から24、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和8年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受22 朗読)

(第1号議案・収受23 朗読)

(第1号議案・収受24 朗読)

(議長) 続きまして、収受22から24について、担当の米倉委員、説明願います。

(米倉委員) 5月19日に私と田中委員と事務局1名で現地調査に行つてまいりました。場所は地図の8ページになります。

(現地案内図 説明)

圃場は〇〇〇－〇、〇〇〇－△、〇〇〇－□なのですが、〇〇〇－◇がご自宅で、●●●さんは▲▲歳なんですけれども、同居しているご家族が手伝っているようで、圃場としてはきれいに整理整頓されており、ネギ、カボチャ、キュウリ、トマト、ジャガイモ、タマネギ、サトイモ、サヤエンドウ、ソラマメ、キウイ等を少量ずつですが、細かくきれいに植わっていきまして、手入れが入っている状況でしたので、特に問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と米倉委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(小川委員) 年齢が▲▲歳なんですけれども、手伝ってくれる人はいるんでしょうか。それとも元気に頑張っている？

(米倉委員) ここには全然挙がっていないんですけれども、息子さんですかね？

(事務局) はい。ちょうど現地調査の際に、ご本人にお会いできたんですけれども、おっしゃる通り、腰も曲がってなくてとても元気な方でした。同居されている息子さんも手伝ってらっしゃるということでしたので、ちょっと年齢のことはあるんですけれども、十分問題なく今後もやっていただける方ではないかなと思いました。以上です。

(議長) これはみんな親族の方？親族の方っていうことは息子さんとかじゃないよね？

(事務局) 関係性としては、譲渡人が甥の立場にありまして、●●●さんの奥様が叔母にあたります。ちょっと世帯内というのは関係性が離れていたもので、親族内贈与という形で今回記載させていただきました。以上です。

(議長) 他にご質問ございますか。それでは、ないようですので、収受22から24の農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案經由2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による次の許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。令和8年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・經由2 朗読)

(議長) 続きまして、經由2について、担当の志村委員、説明願います。

(志村委員) はい。それでは第2号議案、經由2についてご説明いたします。5月19日、橋本委

員、私と事務員の3名で現地調査をしてまいりました。9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

周りは市街化区域なんですけれども、このあたりだけは調整区域ということでクリの木が2本あります。道沿いの土地329平米を分筆して■■■番■とし、敷地内にあるクリの木1本を切り倒して、◆◆◆◆さんは結婚してここに自分の家を建てるといような事になっているそうです。その南には宅地ではない土地が50から60平米ぐらい残ってクリの木が1本残ります。◆◆◆◆さんは、○○○○さんと▲▲▲▲さんの息子に当たります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) 続きまして、経由2について、転用理由説明をお願いします。

(事務局) 事務局より転用理由書を読み上げます。

(転用理由 朗読)

以上です。

(議長) どういう条件で家が建つのでしたっけ？

(事務局) 分家住宅で。

(議長) ここしかないということ？

(事務局) そうですね、ここが選定地ということで申請を頂きました。

(議長) では、周りには影響がないということ？

(事務局) そうですね、隣も砂利敷きの駐車場でしたし、近隣に畑がある感じではなかったです。

(議長) わかりました。ただいま、事務局と志村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、経由2の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、意見を付して進達する事に、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和8年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の小澤委員、説明願います。

(小澤委員) 5月19日、事務局1名と平野委員の3名で現地に行ってまいりました。

(現地案内図 説明)

自宅の西側にある畑で、確認したところ、西側3分の2はきれいに耕耘され、サツマイモの苗6冊、スイカ4冊、植え付けられていないマルチの冊が何冊もあり、また半分はこれから作付けされるようでした。東側にはカキの木、キンカン、ブルーベリー等植えられて、敷きワラ用の冊も見られました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、△△△△さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) 議案書6ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。5月19日に野崎委員と事務局1名と現地調査に伺いました。場所は、11ページになります。

(現地案内図 説明)

圃場の状態はウメ林になっておりまして、よく手入れされたウメ林でした。次に畑①、□□□の交差点から南に100メートル程下って、西に20メートルほどの所にあります。どちらもウメ林で木が植えられていて、手入れはされております。最後に畑②、畑③ですが、畑①からすぐ西側の路地を少し南に行った所にあります。こちらの方もウメ林が中心です。南の方に色々な野菜が作付けされておりました。具体的にはエンドウ、トマト、ナス、ゴーヤ、インゲン、モロヘイヤなどです。申請者の●●さんなんですけれども、JA直売所にウメをたくさん出されておりますので、当然今もウメを出荷をされておまして、こちらはウメ林がたくさんありましたが、こちらから出荷されてるのだと思います。以上です。ご審議のほどよろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、●●●●●●さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第4号議案、非農地証明の願い出について。次の申出について、農地法第2条第1項に規定する農地にあたらぬ土地に該当するので、「農地法の運用について」(平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号)第4(2)の規定に基づき農地にあたらぬことを証明する。令和8年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の田中委員、説明願います。

(田中委員) 5月19日に事務局1名、米倉委員、私の3名で現地調査をいたしました。地図は12ページをお開きください。

(現地案内図 朗読)

申請者の▲▲▲▲▲氏は先月の総会において、譲渡人として農地法第3条の許可申請書を提出して許可を得たところです。申請地は一帯の土地になります。道路側にサクラが5本程度がありまして、真ん中ぐらいにウメの木が1本あるというだけでございます。30年以上は耕作されていないようで、畑の面影は全く無いという所でございます。畑に戻すのにしても重機を入れないと畑には戻らないかと。ここに入っていく道が非常に狭くて、坂道で、軽自動車が入っていきやすいような場所でございます。畑として使うことは不可能だというふうに考えられますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

(議長) ただいま、事務局と田中委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、番号1の農地法第2条第1項に規定する農地にあたらない土地に該当するので、「農地法の運用について」の規定に基づき農地にあたらない旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和8年あきる野市農業委員会5月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

専決報告朗読。

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、6月25日、木曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時01分